

MCMへの公平なアクセスのために：G7の取組とパートナーとの協力



令和6年（2024年）1月
外務省国際保健戦略官室

G7保健（広島サミット及び長崎保健大臣会合）成果

◆ヘルス・イノベーションの促進によって保健課題に対処するため、首脳コミュニケの関連文書として「**感染症危機対応医薬品等(MCM)への公平なアクセスのためのG7広島ビジョン**」を発表。

- ・G7は、健康危機における感染症危機対応医薬品等(MCM)への公平なアクセスに向けて取り組むというコミットメントを確認。
- ・G7は、エンド・ツー・エンドの世界的なエコシステムの強化を通じ、MCMへの公平なアクセスを促進するための具体的な行動につながる、世界保健総会、国連総会、G20、WHO CA+及び他の関連するフォーラムにおける更なる議論を支持する。
- ・多様な関係者との関連する協議を活用して、G7は、以下を含む指針となるべき原則を、鋭意、推し進める。
 1. 公平性, 2. 包摂性, 3. 効率性, 4. 負担可能性, 5. 質, 6. 説明責任, 7. 機動性, 8. 迅速性
- ・G7は共に、持続可能で公平な未来を支持し、パンデミックにおけるMCMへの公平なアクセスのための本ビジョンを実現するために、連携してかつ幅広いパートナーと共に取り組むことにコミット。

◆さらに、G7は、広島ビジョンの原則に基づき「**MCMに関するデリバリー・パートナーシップ(MCDP)**」を設立し、参加した国々と機関に連携を呼びかけた。

- ・G7メンバーとWHO、UNICEFを含む関係国際機関は、G7サミット後の議論を進めるに当たっての基礎として、MCDPコンセプト・ノートを作成。
- ・G7サミット後、MCDPワーキンググループ(WG)のTORを作成し、G7、G20、WHO、ユニセフを含む関連国際機関、アフリカCDC、PAHO等の地域機関、市民社会等と緊密に調整しつつ、2023年7月以降、月次でWG会合を開催。
- ・本年のWGの成果として、今後のMCDPのあり方や新型コロナ対応からの教訓を取りまとめた 이슈ペーパーを作成。
- ・現在、WHO等で検討されている暫定的なMCMに関する調整メカニズムの検討においても、デリバリーが重点分野の一つとして取り上げられる等、関連の国際的な議論に貢献している。

G7サミット後のマイルストーン

